

南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録制度

南島原市地域クラブサポートセンター

1 目的

南島原市認定地域クラブの支援やその他必要な事項について支援を希望する企業及び関係団体を募り、南島原市地域展開を推進するために南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録制度（以下「登録制度」という。）を作成する。

また、南島原市地域クラブサポートセンター（以下「センター」という。）が実施する地域クラブ活動応援企業・団体制度への登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援内容

（1）人（豊かな人材）と人を繋げる活動

①紹介先

スタッフ紹介を希望する認定地域クラブ 等

②クラブスタッフの活動形態（詳細は、紹介先の地域クラブと協議の上、決定する。）

ア) クラブスタッフとして（監督、コーチ等）

イ) クラブ運営支援スタッフとして（マネージャー、アシスタント、ドライバー等）

ウ) 見守りスタッフとして

エ) その他

③関係企業・団体の紹介

応援していただける企業・団体をセンターに紹介。

④諸条件の決定

活動に当たっての諸条件は認定地域クラブにより異なるため、登録企業・団体の意向のほか、センター及び認定地域クラブ等を運営する団体等との協議を踏まえて決定する。

（2）もの（豊かな環境）と人を繋げる活動

①施設の貸与（学校施設含む）

ア) 施設の貸与及び使用料減免は、各年度に条件を確認し実施することを原則とする。

イ) 施設の管理や使用方法は、南島原市立小・中学校や市教育委員会、センター、認定地域クラブと協議の上、決定する。

ウ) 使用施設の管理上明らかな瑕疵があり、事故等があった場合は、管理者である企業・団体が責任を負う。その他、通常の活動により使用者が負傷した場合は、生徒本人または認定地域クラブの運営主体及び各認定地域クラブが加入する保険で対応する。

②用具の提供（学校備品の使用許可を含む）

ア) 認定地域クラブの希望に基づき、南島原市立小・中学校長や市教育委員会及びセンターとの協議を踏まえ決定する。

イ) 認定地域クラブ活動における消耗品及び備品等の支援を行う。支援の際は、企業・団体とセンターが協議の上、決定する。

（3）こと（豊かな活動）と人を繋げる活動

①財政的な支援

企業・団体の意向に基づき、支援先と協議の上、受け入れについて決定する。支援先につ

いて指定がない場合は、企業・団体と協議の上、センターが使途を検討する。

②企業型地域クラブの設立・運営

企業・団体が直接運営する地域クラブを設立し、運営を行う。設立の際は、センターが活動内容や実施方法について直接助言等を行う。

③移送サービス協力ボランティア

企業・団体が認定地域クラブ活動に参加する児童生徒の移送サービス（※別紙参照）について、可能な範囲で協力をを行う。協力内容はセンターと協議の上、決定する。

3 登録手順

(1) 登録の申請

企業団体が登録を希望するときは、南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）をセンターに提出する。

センターは、企業・団体から登録申請書を受理した後、企業・団体に別紙様式の提出を求め、必要に応じて聞き取りを行い、企業・団体情報及び支援内容等の確認を行うものとする。

(2) 登録

センターは、企業・団体から申請書の提出があった場合、当該申請内容が適正であると認めたときは、(1)により確認した企業・団体情報及び支援内容について、応援企業・団体名簿に登載するとともに、南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録証（様式第2号）により速やかに当該企業・団体に通知し、その旨を公表する。

企業・団体は、登録が完了した場合は、当該企業・団体の従業員及び関係者に、その旨を周知する。

(3) 登録期間

登録期間は、申請書に記載された期間とする。

登録企業・団体が継続を希望する場合は、登録期限の1月前までに申請書を提出する。

4 認定地域クラブを運営する団体からの申込み

認定地域クラブを運営する団体（運営主体）は、要綱別表（1）（2）の支援を希望する場合は、南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録制度による支援申込書（様式第4号）（以下「支援申込書」という。）をセンターへ提出する。センターは、支援申込書の内容に基づき、企業・団体と調整及び協議する。

5 実績報告

企業・団体から支援を受けた認定地域クラブは、南島原市地域クラブ活動応援企業・団体登録制度の支援実績報告（任意様式A41枚 ①クラブ名 ②支援企業・団体 ③支援内容 ④成果等を記載する）を当該年度の3月末までにセンターへ提出する。

センターはホームページ等で事業報告書を公開する。

